

別記第91号（第127条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

納付不足額通知書

登録免許税法第28条第1項の規定により、通知します。

不動産所在事項		
登記の区分		
申請の受付の年月日 及び受付番号		
課税標準額	申請情報内容額	金 円
	正当額	金 円
登録免許税額	納付額	金 円
	正当額	金 円
	未納金額	金 円
申請人の氏名・住所		
納税地	(同 上)	
備考		

(注) 登記の区分欄には、当該登記の目的及び原因を、例えば、所有権移転（贈与）のように記載する。

別記第92号（第127条第2項、第128条第2項、第3項関係）

約5cm

約1cm

還付（不足）通知済

殿

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

令和 年 月 日付けをもってされた下記登記に関する登録免許税法第31条第2項の規定に基づく還付通知請求については、過誤納付の事実は認められないので、税務署長への還付の通知はできません。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税通則法第75条第1項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長宛ての審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、同法第115条第1項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の1)から3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

登記の受付年月日、受付番号及び登記の区分

別記第93号（第128条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

還付通知書

登録免許税法第31条第1項の規定により、通知します。

登記の区分	
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号	
還付金額	金 円
還付原因	1 却下 2 取下 3 過誤納
還付原因の生じた日	
納付方法 収納機関の名称	1 印紙 2 領収証書 銀行 郵便局 支店 税務署
申請人の氏名・住所	
納税地	(同 上)
還付通知の請求・ 申出の別・年月日	1 還付通知請求 令和 年 月 日 2 還付申出
希望する還付場所	市 町 番地 銀行 郵便局 区 村 支店 税務署 郡 (普通・当座) 口座 ()
備考	

(注) 登記の区分欄には、当該登記の目的及び原因を、例えば、所有権移転（贈与）のように記載する。

別記第94号（第129条第1項関係）

証明 年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
再使用申出領収証 書又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付年月日	令和 年 月 日	
	収納機関の名称	銀行 支店	郵便局 税務署
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請の受付の 年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号		
備 考			
<p>上記のとおり、登録免許税法第31条第3項の規定により、申出をします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請人 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">法務局 出張所 御中</p>			

別記第95号(第129条第2項関係)

約6cm

約1cm

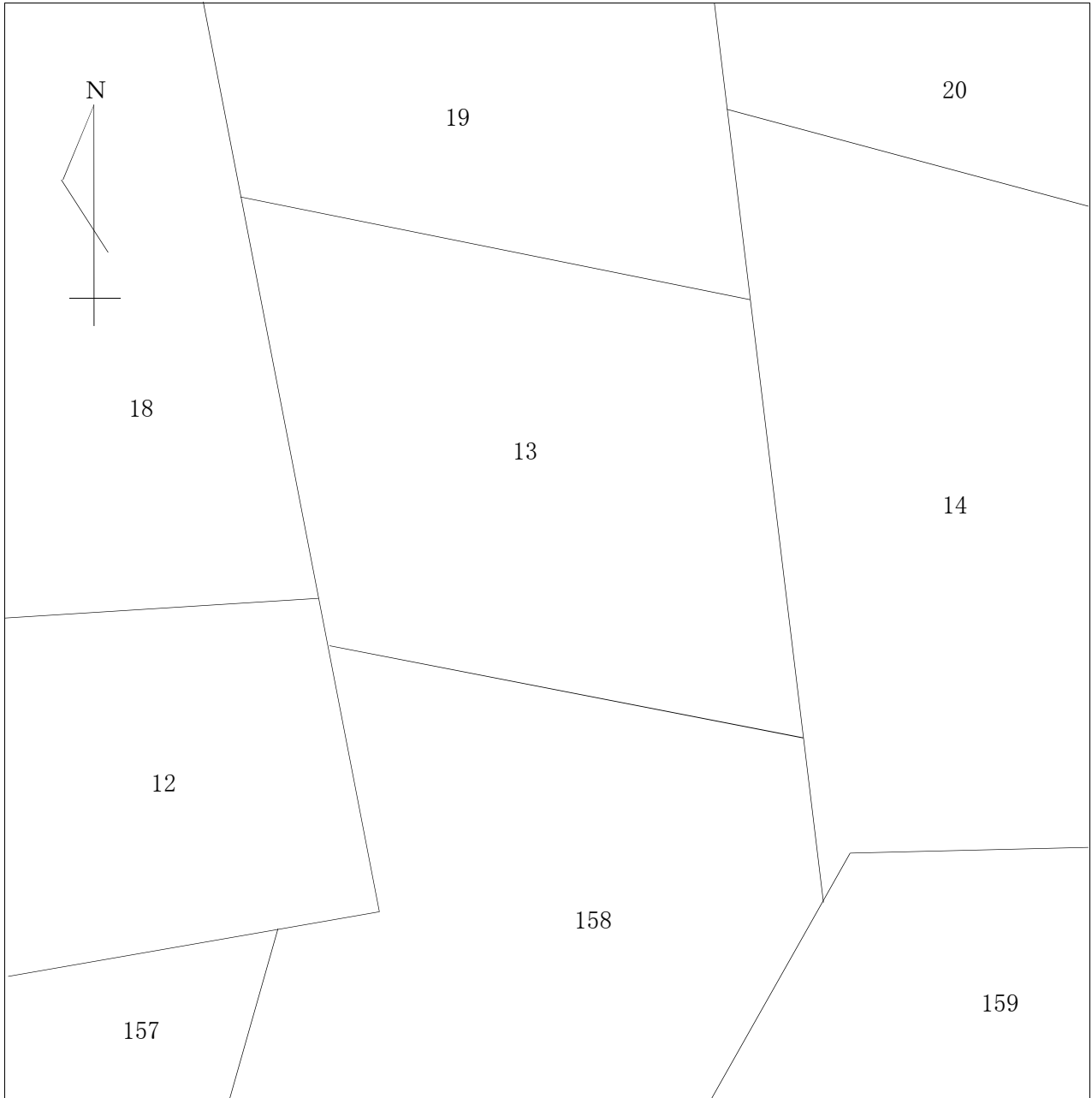
再使用できることを証明する

別記第96号（第132条第2項関係）

乙号事件日計表

月 日	受理件数	処理件数	未済件数	備考
月				
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				
計				(注) 未済件数は、前日の未済件数と当日の受理件数とを合したのから当日の処理件数を控除したものを計上する。

別記第97号（第134条第3号、第8号関係）



請求部	所在	何市区郡何町村大字何字何	地番	13番			
縮尺	1 /						

これは地図（地図に準ずる図面）の写しである。

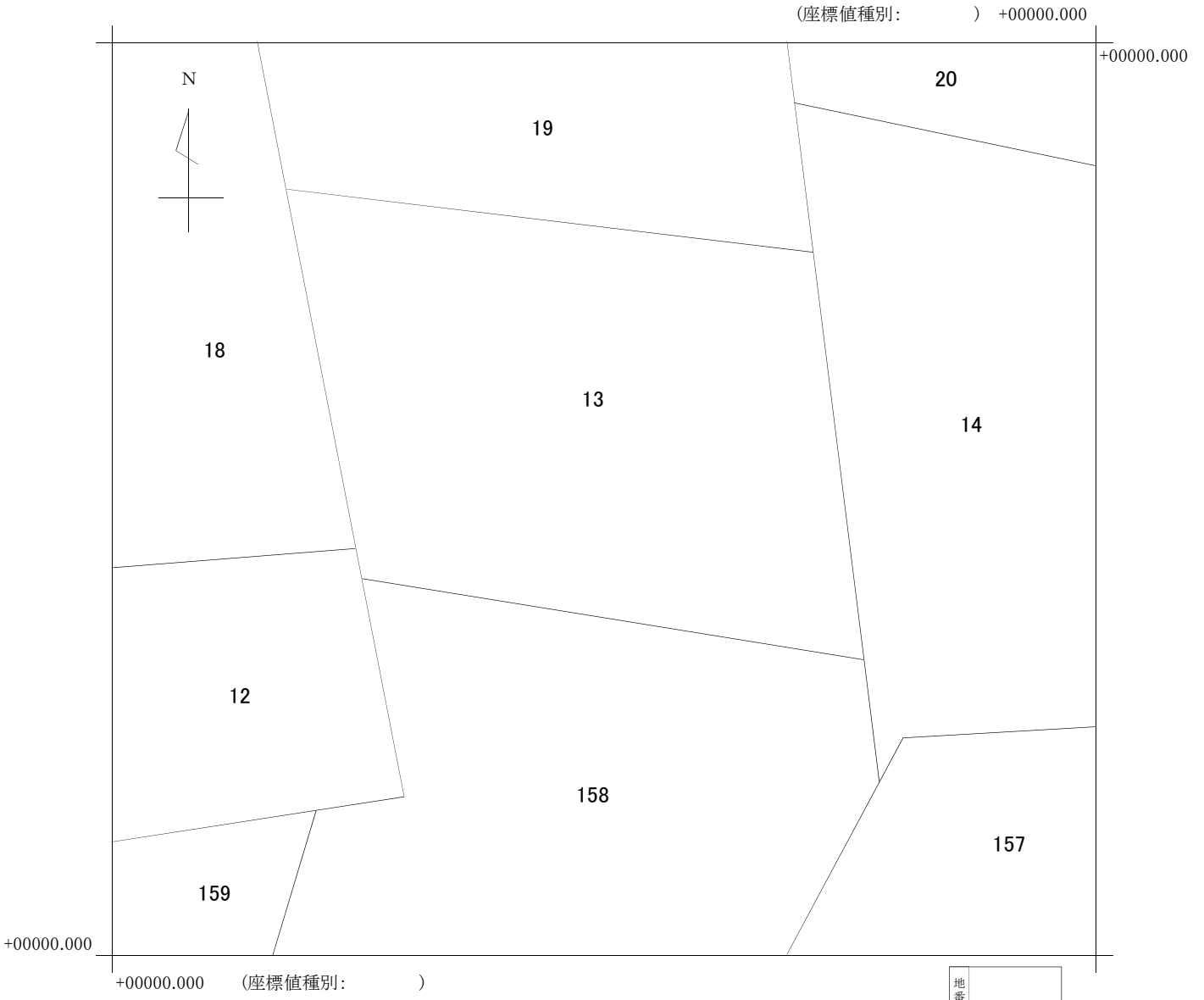
令和 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

別記第98号（第134条第4号、第8号関係）



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何					地番	13番		
出力縮尺	1/	精度区分	座標系番号又は記号		分類		種類			
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図(地図に準ずる図面)に記録されている内容を証明した書面である。

令和 年 月 日
 法務局 出張所
 登記官

電子
 公印

別記第99号（第134条第6号、第8号関係）



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何13番地	家屋番号	13番
	所在		家屋番号	
縮尺	1/500			

これは建物所在図の写しである。(これは建物所在図に記録されている内容を証明した書面である。)

令和 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

別記第100号（第142条第3項関係）

通知第 号
令和 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求は、理由があると認め、下記のと通りの処分をしたので、通知します。

記

1 不動産所在事項

2 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）